

2020年12月25日

株式会社LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

「料金その他の供給条件の内容」の一部変更について

このたび、当社では「料金その他の供給条件の内容」（以下、「料金表」といいます。）について、下記のとおり内容の一部を変更させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、本変更は 2021年1月5日(火)より適用開始させていただきます。本変更後の料金表については、同日以降当社ホームページ (<https://www.lixiltepcosp.co.jp/>) において閲覧いただけますので、あわせてご確認ください。

《変更内容》

○料金表の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の料金表（東北電力管内、東京電力 PG 管内、中部電力管内、九州電力管内）

・建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト

※下記新旧対照表については、建て得バリュー プレミアム 東京電力 PG 管内版を掲載。

変更前	変更後
<p>4 (1) 適用範囲</p> <p>契約電力が 50 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。</p>	<p>4 (1) 適用範囲</p> <p>契約電力が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。</p>
<p>4 (3) 契約電流 イ</p> <p>契約電流は 50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p>	<p>4 (3) 契約電流 イ</p> <p>契約電流は 10 アンペアまたは 15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ切り替える場合は、当社が別途認める場合を除き、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。</p>
<p>5 (3) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	<p>5 (3) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ切り替える場合は、当社が別途認める場合を除き、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量を引き継ぐものといたします。</p> <p>また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>
<p>付則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020 年 4 月 1 日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）（1）に係る従前の料金表（2019 年 10 月 1 日実施）からの変更部分は、2020 年 4 月 1 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>	<p>付則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020 年 4 月 1 日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）（1）に係る従前の料金表（2019 年 10 月 1 日実施）からの変更部分は、2020 年 4 月 1 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p> <p>また、4(1)適用範囲および 4(3)契約電流、5 (3) 契約容量に係る従前の料金表からの変更部分は、2021 年 1 月 5 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>

《変更内容》

○料金表の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の料金表（東京電力 PG 管内） ・建て得バリューE プレミアム/スタンダード ※下記新旧対照表については、建て得バリューE プレミアム 東京電力 PG 管内版を掲載。	
変更前	変更後
<p>題名</p> <p>料金その他の供給条件の内容〔（建て得バリューE プレミアム[L]）〕</p>	<p>題名</p> <p>料金その他の供給条件の内容〔（建て得バリューE プレミアム[S]/ [L]）〕</p>
<p>I 本則</p> <p>1 契約種別</p> <p>この料金その他の供給条件の内容（以下、「この料金表」といいます。）の対象となる契約種別は、次のとおりといたします。</p> <p>建て得バリューE プレミアム[L]</p>	<p>I 本則</p> <p>1 契約種別</p> <p>この料金その他の供給条件の内容（以下、「この料金表」といいます。）の対象となる契約種別は、次のとおりといたします。</p> <p>建て得バリューE プレミアム[S]/ [L]</p>
<p>（該当項目無）</p>	<p>I 本則</p> <p>5 建て得バリューE プレミアム[S]</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。</p>
<p>（該当項目無）</p>	<p>I 本則</p> <p>5 (2) 電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがございます。</p>
<p>（該当項目無）</p>	<p>I 本則</p> <p>5 (3) 契約電流 イ</p> <p>契約電流は 10 アンペアまたは 15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ切り替える場合は、当社が別途認める場合を除き、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。</p>

(該当項目無)	<p>I 本則</p> <p>5 (3) 契約電流 ロ</p> <p>当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適切な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する記録型計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者または当社は、電流制限器等または電流を制限する記録型計量器を取り付けないことがございます。</p>								
(該当項目無)	<p>I 本則</p> <p>5 (4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>								
(該当項目無)	<p>I 本則</p> <p>5 (4) 料金 イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="869 1447 1401 1644"> <tr> <td>契約電流 30 アンペアまで</td> <td>858 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1,144 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,430 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>1,716 円 00 銭</td> </tr> </table>	契約電流 30 アンペアまで	858 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭
契約電流 30 アンペアまで	858 円 00 銭								
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭								
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭								
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭								
(該当項目無)	<p>I 本則</p> <p>5 (4) 料金 ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>夜間時間</p> <table border="1" data-bbox="882 1955 1378 2007"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>16 円 76 銭</td> </tr> </table> <p>昼間時間</p> <table border="1" data-bbox="882 2056 1378 2107"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>25 円 80 銭</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき	16 円 76 銭	1 キロワット時につき	25 円 80 銭				
1 キロワット時につき	16 円 76 銭								
1 キロワット時につき	25 円 80 銭								

(該当項目無)	<p>6 建て得バリューE プレミアム[L]</p> <p>(1)適用範囲</p> <p>契約電力が 6 キロボルトアンペア以上であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。</p>		
(該当項目無)	<p>I 本則</p> <p>6 (2)電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがございます。</p>		
(該当項目無)	<p>I 本則</p> <p>6 (3)契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1 (契約容量の算定方法)により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ切り替える場合は、当社が別途認める場合を除き、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量を引き継ぐものといたします。また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>		
(該当項目無)	<p>I 本則</p> <p>6 (4)料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>		
(該当項目無)	<p>I 本則</p> <p>6 (4)料金 イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="810 2029 1458 2074"> <tr> <td data-bbox="810 2029 1273 2074">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td data-bbox="1273 2029 1458 2074">286 円 00 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭		

<p>(該当項目無)</p>	<p>I 本則</p> <p>6 (4)料金 ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>夜間時間</p> <table border="1" data-bbox="880 315 1377 365"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>16 円 76 銭</td> </tr> </table> <p>昼間時間</p> <table border="1" data-bbox="880 414 1377 463"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>25 円 80 銭</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき	16 円 76 銭	1 キロワット時につき	25 円 80 銭
1 キロワット時につき	16 円 76 銭				
1 キロワット時につき	25 円 80 銭				
<p>I 本則</p> <p>9 契約期間</p>	<p>I 本則</p> <p>7 契約期間</p>				
<p>I 本則</p> <p>10 その他</p>	<p>I 本則</p> <p>8 その他</p>				
<p>付則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020 年 4 月 1 日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）（1）に係る従前の料金表（2019 年 10 月 1 日実施）からの変更部分は、2020 年 4 月 1 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>	<p>付則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020 年 4 月 1 日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）（1）に係る従前の料金表（2019 年 10 月 1 日実施）からの変更部分は、2020 年 4 月 1 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p> <p>また、5 および 6 に係る従前の料金表からの変更部分は、2021 年 1 月 5 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>				

《変更内容》

○料金表の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の料金表（東北電力管内、中部電力管内）

・建て得バリューEプレミアム/スタンダード

※下記新旧対照表については、建て得バリューEプレミアム 東北電力管内版を掲載。

変更前	変更後
<p>I 本則</p> <p>6 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	<p>I 本則</p> <p>6 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ切り替える場合は、当社が別途認める場合を除き、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量を引き継ぐものといたします。</p> <p>また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>
<p>付則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020 年 4 月 1 日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）（1）に係る従前の料金表（2019 年 10 月 1 日実施）からの変更部分は、2020 年 4 月 1 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>	<p>付則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020 年 4 月 1 日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）（1）に係る従前の料金表（2019 年 10 月 1 日実施）からの変更部分は、2020 年 4 月 1 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p> <p>また、6 契約容量に係る従前の料金表からの変更部分は、2021 年 1 月 5 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>

《変更内容》

○料金表の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の料金表（関西電力管内、中国電力管内、四国電力管内、九州電力管内）

・建て得バリューEプレミアム/スタンダード

※下記新旧対照表については、建て得バリューEプレミアム 関西電力管内版を掲載。

変更前	変更後
<p>I 本則</p> <p>6 契約容量</p> <p>契約容量は、10 キロボルトアンペアといたします。</p> <p>ただし、特定の料金の算定期間における最大需要電力等が10 キロワットを超える場合には、当社は当該算定期間の次の算定期間以降の契約容量を、当該特定の料金の算定期間における最大需要電力等を1キロワットあたり1キロボルトアンペアとみなして換算した値に変更することがございます。</p> <p>また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	<p>I 本則</p> <p>6 契約容量</p> <p>契約容量は、10 キロボルトアンペアといたします。</p> <p>ただし、特定の料金の算定期間における最大需要電力等が10 キロワットを超える場合には、当社は当該算定期間の次の算定期間以降の契約容量を、当該特定の料金の算定期間における最大需要電力等を1キロワットあたり1キロボルトアンペアとみなして換算した値に変更することがございます。</p> <p>なお、他の小売電気事業者から当社へ切り替える場合は、当社が別途認める場合を除き、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量を引き継ぐものといたします。</p> <p>また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>
<p>付則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020年4月1日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）（1）に係る従前の料金表（2019年10月1日実施）からの変更部分は、2020年4月1日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>	<p>付則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020年4月1日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）（1）に係る従前の料金表（2019年10月1日実施）からの変更部分は、2020年4月1日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p> <p>また、6 契約容量に係る従前の料金表からの変更部分は、2021年1月5日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>

小売電気事業者

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ (A0461)

代表取締役 柏木 秀

〒136-0071

東京都江東区亀戸1丁目36番8号 新亀戸ビルヂング5階

【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】

TEL 0120-228-267

(9:00~17:00 年末年始を除く)